

報道関係者 各位

令和8年3月19日（木）

【照会先】

熊本労働局 職業安定部 職業対策課
課長 作田 和人
障害者雇用担当官 吉浦 規威
(電話) 096-211-1704

「もにす認定制度」

～県内第8号は「株式会社 セーフティガード」～

熊本労働局（局長 金谷 雅也）は、このたび、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（以下、「もにす認定制度」）で県内第8号の認定を行いました。

認定通知書の交付式は、以下のとおり執り行います。

【認定通知書交付式】

- 1 日 時 令和8年3月27日（金）14時00分から
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階 熊本労働局大会議室
（熊本市西区春日2丁目10番1号）
- 3 認定事業主 株式会社 セーフティガード 代表取締役 福岡 益
（熊本県熊本市北区龍田陳内3丁目10番1号）
- 4 そ の 他 式開催中の撮影・傍聴及び、式終了後の認定企業への取材は可能です。

「もにす認定制度」とは、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年の4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本金融公庫の低利融資対象となるほか、厚生労働省ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。認定をご希望される事業主の方は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



認定マーク「もにす」

共に進む(と**もにす**すむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。



業種：警備業

会社概要

代表者：代表取締役 福岡 益

設立：平成9年

社員数：271人

所在地：熊本県熊本市北区龍田3丁目10-1

ホームページ：

<http://www.safety-guard.jp/>

会社のPR情報

株式会社セーフティガードは、熊本県内にグループとして7か所の事業所があり交通誘導警備やイベント・施設警備・安全用品の設計・施工開発を行っています。

社会になくてはならない「安全を守るしごと」。

社員一丸となって、日々、懸命に取り組んでいます。

会社からのメッセージ

私たちは多様性を尊重しています。一人ひとりの個性や特性を認め、誰もが持つその能力を最大限に発揮できる物心両面の環境を平等につくり、社会の構成員として、安心して働ける職場を創造しています。

会社のPR情報



交通誘導警備業務

交通誘導警備業務

道路工事現場等において、交通渋滞や事故の発生を未然に防ぎ、円滑な交通を図るため歩行者や車両へ安全で丁寧な誘導を行います。主要幹線道路での誘導に必要な交通誘導2級資格者も多数在籍しているため、それぞれの現場に合った警備を行う事が出来ます。



信号機操作業務(オペレータ)

信号機操作業務(オペレータ)

警備員の受傷事故防止、労働環境の改善、適切な環境下での人員削減効果を目的として、無線信号機を用いた交通誘導警備業務を県内外で積極的に導入を進めており、安全性も高まりお客様からも働く仲間からも好評をいただいています。



在来線見張・新幹線見張業務

在来線見張 新幹線見張業務

線路付近の工事現場において、列車運行を監視し、工事関係者・乗客の安全を守る業務です。列車が接近した際に、列車と工事車両・作業員の接触がないように誘導を行います。また、現場のクレーン等への警戒業務も併せて行っています。



常駐警備

常駐警備

官公庁や民間施設等に常駐し、車両や人の出入管理・施設内の巡回等を行います。

来訪者の接遇のほか不審者・不審物の点検、盗難や火災異常など発生した場合は速やかに関係機関と連携し、適切に対応いたします。



雑踏警備

雑踏警備

花火大会・お祭りなどの人や車両が混雑する場所において、安全で円滑な運営ができるよう、警備を行います。

警備計画書の作成からそれに基づいた実際の警備、救護者への緊急対応まで、臨機応変な対応ができるよう準備を徹底しております。



安全用品の設計・施工開発業務

安全用品の設計・施工開発業務

お客様の声を聞き、現場での安全性の向上や負担の軽減。イメージアップにつながる工事用看板をはじめ、その他オーダーメイドでオリジナリティのある安全用品の設計、施工開発を行っています。

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

数的側面

雇用状況	実雇用率	5.50%
	実雇用率 (除外率適用前)	4.70%
	障害者不足数	0.0人
定着状況	障害者の平均勤続年数が10年以上	該当

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

質的側面

キャリア形成	<ul style="list-style-type: none">■ 障害者の方でも国家資格を取得するために費用は会社が全額負担し、挑戦している。■ 障害者で資格取得した方が指導教育にもあたっている。また労務管理等も行いリーダーとして活躍従事している。
--------	--

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり

組織面	<ul style="list-style-type: none">■ 社長自ら障害者雇用の方針や理解促進のための提案や発信を行い、事業所の掲示板にも掲載している。
人材面	<ul style="list-style-type: none">■ 障害者の職場適応に関する専門的なノウハウを持つ人材を育成するため、熊本労働局主催の「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を受講した。

仕事づくり

事業創出

■ 直近の経常利益は黒字となっている。

環境づくり

職務環境

■ 積み下ろしの作業の負担を軽減するため、昇降式のパワーゲート車両を導入した。
■ 作業を分かりやすくするために、保安用資機材の運搬及び取扱等に関するマニュアルに作業手順などの写真をつけたり、動画コンテンツを作成を行った。必要時には端末で閲覧出来るようになっている。

募集・採用

■ 障害者雇用に関する先進的な他企業への見学・ヒアリングを実施した。障害者が働く職場の見学及びヒアリングを行い障害者の働き方の特性、業務日誌の徹底、トラブルが生じた際の対応などについて学んだ。

その他

雇用管理

■ 会社まで自転車等通勤している障害者の負担を軽減させるために、雨の日や疲労している場合は自宅付近まで送迎を行っている。